〇国土交通省令第七十号

令 第 合 に び 施 年 第 基 を に 行 法 建 づ 号 、 含 律 建 12 設 き、 設 む。 第三 百 伴 業 第 業 五. 1 法 + 並 法 + 及 + 五. 号 び U 並 施 号) 12 七 第 行 び 公 玉 七 に 共 条 令 \mathcal{O} を 土 第 条 建 工 実 交 昭 第 設 部 事 通 項 業 施 和 及 \mathcal{O} 号 す 省 第 三 法 び 入 + る 設 ハ、 建 札 た 号 昭 設 置 及 第二 め、 法 年 業 和 1 U 契 (1)政 法 伞 + + 建 及 令 施 約 設 成 第 行 CV 七 几 \mathcal{O} + 業 (2)年 条 令 適 法 __ 並 百 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 正 年 施 U 七 律 化 法 に 十三 第 第 行 \mathcal{O} 部 第二号 律 規 百 促 を 号) 号) 第 則 項 改 進 等 百 正 に 第 号) 第 1 第 す 関 \mathcal{O} 三十 <u>二</u> 十 (1) 五. る す 部 及 条 政 る 五 令 を び 第 七 法 同 兀 改 条 条 玉 律 + 令 正 土 \mathcal{O} 法 \mathcal{O} $\dot{\equiv}$ す 交 第三 + 第 和 通 る 条 及 十 部 省 省 + び 七 年 並 を 令 組 び 六 第 条 改 政 条 令 を 織 に に 正 第 + 次 令 第 お 第 す \mathcal{O} 五 七 1 百 る ょ 亚 条 7 十 項 七 法 う 成 第 準 兀 \mathcal{O} +律 三 に 用 十 条 几 + す 令 定 号 号 \mathcal{O} 六 る 和 8 年 規 及 る 定 並 場 \mathcal{O} 政 び 元

令和二年八月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

設 業 法 施 行 規 則 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令

建

、建設業法施行規則の一部改正

第

条 次 \mathcal{O} 表 建 12 設 ょ 業 り、 法 施 改 行 正 規 前 則 欄 昭 に 掲 和 げ る + 規 兀 定 年 \mathcal{O} 建 傍 設 線 省 令 を 付 第 + L た 兀 号 部 分 をこ \mathcal{O} れ 部 12 を 順 次 次 \mathcal{O} 対 ょ う 応 す に る 改 改 正 す 正 後 る 欄 に 掲 げ

二重傍線 る規定の傍線を付した部分のように改め、 を付 した規定 は、 当該規定を改 Ī 後 欄 改正 に掲げるもの 前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に のように改める。

			, 1	
二〜五 (略) こ〜五 (略) こ〜五 (略) こ〜五 (略) こ〜五 (略) とするものに合格した者 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管 大工工事業 一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち	二 (略) この (略) この (では、) とするものに限る。)とするもの理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものは、) とするものは、) とするものは、) とするものは、) とずるものは、) とずるものは、) とずるものは、) とずるものは、) とずるものは、) とずるものは、) とずるものは、) とずるものは、) とずるものは、) とずるものが、) とずるものは、) とが、) とずるものは、) とが、) とが、) とが、) とが、) とが、) とが、) とが、) とが	二 (略) さのに限る。)とするものに合格した者 若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とする 検定種目を建設機械施工管理又は一級の土木施工管理 土木工事業 一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち	(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められており、条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。	改正後
こ〜五 (略) 二〜五 (略) 二〜五 (略) 二〜五 (略) とするものに合格した者 定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理	二 (略) こ (略) こ (略) こ (略) こ (を) とするものに限る。)とするものに限る。)とするものにを発工事業 一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検	二 (略) こ (略) こ (略) こ (略) こ (略) こ (略) こ (を) は二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに 定種目を建設機械施工又は一級の土木施工管理若しく 定種目を建設機械施工又は一級の土木施工管理若しく は第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検	は第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められては第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。 一 (略) 一 (略)	改 正 前

電気工事業	屋 根 工 事 業	石 工 事 業	工 事 業 土 工	左 官 工 事 業
検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち	二~四 (略) こ~四 (略) こ~四 (略) こ~四 (略) とするものに限る。)とするも 理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするも 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち	二 (略)	二〜七 (略) とするものに合格した者 は第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち	二 (略)
電気工事業	屋根工事業	石工事業	工事業土工	左官工事業
定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者 一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検	二〜四 (略) こ〜四 (略) こ〜四 (略) とするものに限る。)とするもに合格した者 に合格した者 に合格した者 にが とするものに限る。)とするも に が に が に が に が が が が が が が が が が が が	二 (略) この、	二〜七 (略) こ〜七 (略) に限る。)とするものに合格した者 に限る。)とするものに限る。)又は一級の建築施工管理若し、 に限る。)とするものに限る。)又は一級の建築施工管理若しては 一級の土木施工管理(種別を「土木」又は「薬液注入に限る。)とするものに合格した者 に限る。)とするものに合格した者 に限る。)とするものに合格した者 に限る。)とするものに合格した者 に限る。)とするものに合格した者 に限る。)とするものに合格した者	二 (略) こ (略) こ (略) こ (略) こ (種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理

舗装工事業	鉄筋工事業	事 鋼 業 造 物 工	ックエ 事業 業	管工事業
ものに限る。)とするものに合格した者若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とする検定種目を建設機械施工管理又は一級の土木施工管理一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち	二 (略)	二~四 (略) こ~四 (略) にお第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち と第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち と第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち に著	二・三 (略) こ・三 (略) こ・三 (略) とするものに合格した者 理(種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち	二〜六 (略)
舗装工事業	鉄 筋 工 事 業	事 編 業 構 造 物 工	ッ ク エ・ブ エ ず れ れ れ	管工事業
限る。)とするものに合格した者は二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに定種目を建設機械施工又は一級の土木施工管理若しく一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検	二 (略)	二〜四 (略) こ〜四 (略) こ〜四 (略) こ〜四 (略) こりとするものに限る。)とするものに合格したの建築施工管理若しくは二級の建築施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は一級管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は一級定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工	二・三 (略)	二〜六 (略) こ〜六 (略) に種目を管工事施工管理とするものに合格した者 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検

防水工事業	塗 装 工 事 業	業 ガラス 工 事	板金工事業	工 事 業 せ つ
検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管一法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち	二 (略)	二・三 (略) こ・三 (略) こ・三 (略) とするものに合格した者 理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするも検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち	二 (略) ニー・ニュー これのに合格した者 では、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	二・三 (略) こ・三 (略) こ・三 (略) に合格した者 (権別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 に合格した者 (本第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち (略)
防水工事業	塗 装 工 事 業	業 ガ ラ ス 工 事	板金工事業	工 事 業 せ つ
定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検	二 (略)	二・三 (略) ニ・三 (略) こ・三 (略) に合格した者 (種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理 定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検	二 (略) このでは、「は、これでは、「は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	二・三 (略) ニ・三 (略) ニャル ニャル ニャル ニャル ニャル ニャル エ で 理 スは 二級の 土木施工 管 理 定種 目を 一級の 土木施工 管理 又は 二級の 土木施工 管理 に 報 三十七条第一項の規定による技術検定のうち検 ニ・(略)

(略		造 園	事業元	業 熱 絶 縁	(略)	事 内 業 装	
_)	造園工事業	通 信 工)	業 生 上 工	
		二・三 (略)	二・三 (略) た者 検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格し 検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格し 、法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち	二・三 (略)		二〜五 (略) こ〜五 (略) こ〜五 (略) こ〜五 (略) とするものに限る。)とするも 理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするも 検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管 人家二十七条第二項の規定による第二次検定のうち 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち	二・三 (略) ニ・三 (略) のに合格した者 理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするも
	(略)	造園工事業	事業元通信工	業 熱 総 縁 工 事	(略)	事、技工工	
		二・三 (略) 定種目を造園施工管理とするものに合格した者 定種目を造園施工管理とするものに合格した者 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検	二・三 (略)	二・三 (略) こ・三 (略) こ・三 (略) とするものに限る。)とするもの(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするもの定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理		二〜五 (略) こ〜五 (略) とするものに限る。)とするもの(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理	二・三 (略) に合格した者 (種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするもの

一〜三 (略) 一〜三 (略) 一〜三 (略) 一〜三 (略) 一〜三 (略) 一〜三 (略)	三・四(略)	解体工事業 一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定解体工事業 一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定	(略)	こ・三 (略) こ・三 (略) こ・三 (略) とするものに限る。)とするものに限る。)とするものに確認工 検定種目を一級の土木施工管理又は二級の土木施工管を一級の土木施工管理とは とするものに限る。)とするものに確認工 とするものに限る。)とするもの。	二(略) コープログラス (略) コープログラス (略) コープログラス (略) コープログラス (では、) は、) は、) は、) は、) は、) は、) は、) は、) は、)
一〜三 (略) 一〜三 (を) 一〜三 (を) の規定により国土交通大臣の定める検定若しの規定による免許で国土 の規定による免許で国土	三・四(略)	こ〜七 (略) こ〜七 (略) 二〜七 (略) 三〜七 (本) 三〜	(略)	こ・三 (略) 二・三 (略) 一・三 (略) 一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	二 (略)

- 2 な事項は、 定める検定若しくは試験に合格した者の項の検定等の指定に関し必要 よる免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の 前項に規定するもののほか、 令第三十九条の表の他の法令の規定に 2
- 3 び主たる事務所の所在地並びに検定等の名称は、 格した者の項の規定による指定を受けた検定等を実施する者の名称及 めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合 略 次のとおりとする。 3

国土交通大臣が定める。 定める検定若しくは試験に合格した者の項の検定等の指定に関し必要 な事項は、 よる免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の 令第三十八条
 の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣 前項に規定するもののほか、 国土交通大臣が定める。 令第三十八条の表の他の法令の規定に

令第三十九条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定

(指定試験機関の指定)

第十七条の十九 法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関の名 目 称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、 の欄に掲げる検定種目に応じて、次のとおりとする。 次の表の検定種

第十七条の十九 法第二十七条の二第一 目の欄に掲げる検定種目に応じて、 称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次の表の検定種 び主たる事務所の所在地並びに検定等の名称は、 (指定試験機関の指定) 略 次のとおりとする。 項に規定する指定試験機関の名 次のとおりとする。

格した者の項の規定による指定を受けた検定等を実施する者の名称及 めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合

一の定

(略)	施工管理 建設機械	· 村 (元) (1)	主重	
	設機械施工協会一般社団法人日本建	名称	指定試	
	目五番八号 東京都港区芝公園三丁	主たる事務所の所在地	験機関	
	十月十七日昭和六十三年	打 え を し た E	20世代 シルコ	
(略)	施 工 設 機 械	杉 気 利 目	重	
	設機械施工協会 目五番八号 一般社団法人日本建 東京都港区芝公園	名称主たる事務所の所	指定試験機関	
	当二十	所在 地		

帳

第十七条の二十八 (略)

2

法第二十七条の十に規定する帳簿には、

施工技術検定規則

(昭

第六号の規定により提出された写真を添付しなければならない。 十五年建設省令第十七号)第四条第一項第六号又は第四条の二第 第十七条の二十八

(略)

和三 項 2 た写真を添付しなければならない。 十五年建設省令第十七号)第四条第 法第二十七条の十に規定する帳簿には、 項第五号の規定により提出され 施工技術検定規則 (昭和三

指定をした日

昭和六十三年 十月十七日

(令第四十五条の法人)

ネルギー 会社、 社、 び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、 本電信電話株式会社等に関する法律 日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、 立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、 行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、 四十五号)第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立 競馬全国協会、 消防団員等公務災害補償等共済基金、 第一条第三項に規定する会社とする。 漁業団体職員共済組合、 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法 、日本私立学校振興・共済事業団、 本州四国連絡高速道路株式会社並びに、 国立研究開発法人科学技術振興機構、 国立研究開発法人理化学研究所、 産業技術総合開発機構、 第四十五条の国土交通省令で定める法人は、 中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会 阪神高速道路株式会社、 国立研究開発法人日本原子力研 (昭和五十九年法律第八十五号) 新関西国際空港株式会社 日本たばこ産業株式会社、 (昭和六十一年法律第八十八号 首都高速道路株式会社 国立研究開発法人新 (昭和六十一年法律第 旅客鉄道株式会社及 西日本高速道路株式 東日本高速道路株 公益財団法人 、地方 中 独 農 日

(権限の委任)

(令第四十四条の法人)

第十八条 第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社 四十五号)第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、 開発機構、 ネルギー・産業技術総合開発機構、 び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、 林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、 会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社 日本高速道路株式会社、 立行政法人中小企業基盤整備機構、 行政法人環境再生保全機構、 競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会 消防団員等公務災害補償等共済基金、 本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号) J K A 第一条第三項に規定する会社とする。 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第 国立研究開発法人科学技術振興機構、 令第四十四条の国土交通省令で定める法人は、 国立研究開発法人理化学研究所 ,成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式 独立行政法人勤労者退職金共済機構、 独立行政法人農業者年金基金、 国立研究開発法人日本原子力研究 新関西国際空港株式会社 (昭和六十一年法律第八十八号 首都高速道路株式会社 国立研究開発法人新 旅客鉄道株式会社及 東日本高速道路株 公益財団 独立 地方 法 中 独 日

(権限の委任)

の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。た次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の規定に証明書の交付を受けようとする者若しくは法第二号ハ、法第十五条第二号ハ若しくは第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格に関合を受けようとする者、議受人、合併存続法人等、分割承継法人若しくは相より合格を取り消された者の住所地又は建設業者、法第三条第一項の許可を受第三十条法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、第三十条法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、

十 五 十六 自ら行うことを妨げない。 に第二十三条第五項の規定に基づく権限については、 条第二項の勧告に関する部分に限る。)、法第二十五条の二十七第三 ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで(同項については、 八条第一項、 建設業法 ~ 十 四 項、 項、 口、令第三十八条、 |十二条第一項の規定による権限 法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、 令第四十五条第二号の規定により指定すること。 法第四十一条並びに法第四十一条の二(第五項を除く。)並び 法第二十九条の三第三項、 技術検定に関する令第三十四条第三項、令第三十六条第一項第 令第三十七条第一項第二号並びに第二項第一号ロ及び第二号 磊 П (器) (略) ブ 第三項及び第七項、 (略) (瑟 (器 級建設機械施工管理技士 令第三十九条、令第四十一条第一項並びに令第 (別表) 資 法第二十九条の四、 法第二十九条、法第二十九条の二第 桮 X 分 法第三十一条第 国土交通大臣が 法第二十 同 だし、 十五 第二項の勧告に関する部分に限る。)、 十七~二十四 十六 令第四十四条第二号の規定により指定すること。 第二十三条第五項の規定に基づく権限については、 条第一項、 ら行うことを妨げない。 建設業法 〈 十 四 法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、 三十八条、令第四十条第一項並びに令第四十一条第一項の規定によ 四号並びに第二項第一号ロ(5)及び第二号ロ(3)、令第三十七条、令第 法第四十一条並びに法第四十一条の二(第五項を除く。)並びに 法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一 法第十九条の六第二項から第四項まで(同項については、 技術検定に関する令第三十四条第三項、令第三十六条第一項第 (晃 П 暴 (略) 第三項及び第七項、 \vdash 1 フ (略 磊 磊 級建設機械施工技士 (別表) 法第二十九条、法第二十九条の二第一 鶭 裕 法第二十五条の二十七第三項 X 国土交通大臣が自 分 法第二十八 同条

	1		i				
(略)	欧業 法	建	F				(器)
(略)	(略)	1 1 1		(略)	٦ ٦ ٦		(略)
(略)	(略)	一級建設機械施工管理技士		(略)	資格 区分	(別表) (四)	(略)
(略)	欧業 法	建					(器)
(略)	(路)	111		(路)	ロ 		(略)
(() () () () () () () () () ()	<u>一級建設機械施工技士</u>		(略)	資格 区 分	(別表) (四)	(略)

(施工技術検定規則の一部改正)

第

改 欄 欄 部 対 応 条 に 分 は に 正 次 掲 掲 が L 後 \mathcal{O} げ げ 異 そ 7 欄 表 施 る な 掲 \mathcal{O} る に に 工 対 対 標 掲 ょ 技 げ る 象 げ り、 術 象 ŧ 記 る そ 規 る 規 部 \mathcal{O} 検 定 定 規 改 定 は 分 \mathcal{O} 改 標 定 で で が 正 規 改 改 正 同 記 \mathcal{O} 前 則 部 傍 欄 正 正 前 昭 前 分 線 後 欄 \mathcal{O} に 欄 に を 欄 ŧ 掲 和 に 掲 $\stackrel{-}{-}$ 付 に に \mathcal{O} げ ک げ + は 重 る れ 当 れ る 傍 又 規 五. 12 12 対 該 線 定 年 は 対 対 象 対 を 破 建 \mathcal{O} 応 応 規 付 線 傍 象 設 す す 定 規 線 省 で る る を 定 囲 を 令 た ŧ ŧ 改 を 規 λ 付 第 改 定 だ 正 + \mathcal{O} \mathcal{O} L を を 後 又 正 部 七 号) 掲 掲 欄 後 以 分 は げ げ 欄 下 破 12 \mathcal{O} 7 7 ょ 線 掲 に \mathcal{O} げ 掲 う 1 1 \mathcal{O} で る げ 条 に 部 な な 井 対 る に 改 を 1 1 λ だ ŧ ŧ 象 お め、 £ 次 \mathcal{O} \bigcirc 規 1 部 \mathcal{O} \mathcal{O} 定 て は は \mathcal{O} 改 分 ょ لح う を ょ 正 う 前 12 L 対 れ に れ 7 象 欄 n 改 を を 移 改 規 及 に 正 加 削 動 め、 定 す U 順 え 改 り、 る 次 る。 そ と 対 正 改 改 \mathcal{O} 1 後 応 う。 正 標 欄 す 正 る 12 後 前 記

	T	1	7			
鸭	建設機械施工管理	検定種目	(令第三十六条の学科) (令第三十六条の学科) (令第三十六条第 第二条 令第三十六条第	(削る)	(試験の科目及び基準) 第一条 一級の第一次検定及び第一条 一級の第一次検定及び第一次を定める。 とおりとする。 なとおりとする。 はり国土交通大臣が種別を定より国土交通大臣が種別をである。	
(報)	(路)	学	る検定種目に応じて、びに第二号イ(1)の国土の国第一号及び第二号)		定の科目は、別表第二に定める科目のうちから国土交通大臣が種別り国土交通大臣が種別を定めた場合における第一次検定及び第二次建設業法施行令(以下「令」という。)第三十四条第三項の規定にとおりとする。	改正後
		科	11 (9, —		- 1	
	建設機械施工	検定種目	第二条 令第三十六条。 (令第三十六条。 横に掲げる検定がに第1	第一条の二 令第二十五条第一条の二 令第三十五条第二	第一条 一級の技術第一条 一級の技術第一条 一級の技術第一に、二級の技術を関土交通大阪の科目は、別表際の科目は、別表際の科目は、別表際の科目は、別表際の科目及び	
(略)	(略)	学	種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。二号ロ⑴の国土交通省令で定める学科は、次の表六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の学科)	電気通信工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事令第三十五条第一項ただし書の国土交通省令で定める種目五条第一項ただし書の種目及び級)	ものとする。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	改正前
		科	同表の下欄に掲げる学科とする。 交通省令で定める学科は、次の表の上号及び第二号並びに第二項第一号ロ⑴	施工管理の二級とする。電気工事施工管理、管工事国土交通省令で定める種目級)	国土交通大臣が種別ごる学科試験の科目及び基準は別談験の科目及び基準は別談の利目及び基準は別談の利目及び基準は別談の利目のが表演に対して	

(第一次検定の受検申請)

第四条)に提出しなければならない。 けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第一次検定を受 る書類を、 三号に該当する者にあつては第三号、 あつては第一号、 受検申請書に、 が指定試験機関であるときは、 同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げ 一次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定 同条第二項に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲 令第三十六条第一項第一号又は第二号に該当する者に 第二号、 第五号及び第六号に掲げる書類を、 指定試験機関。 第五号及び第六号に掲げる書類 次項において同じ。 同項第

に代わる適当な書類) (その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これてと及びこれらの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書の第三十六条第一項第一号又は第二号に規定する学校を卒業した

な書類) を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当 実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書(その証明書)

るために必要な資料となるべき書類 四 国土交通大臣が令第三十六条第一項第四号の規定による認定をす

身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面国土交通大臣が令第三十八条の規定によつて指定する精神上及び

六 (略

2 国土交通大臣は、第一次検定を受けようとする者に係る機構保存本

(受検申請)

第四条 当する者にあつては第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を 第一号による技術検定受検申請書に、 験又は実地試験を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理 る書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(技術検定の学科試 に掲げる書類を、その他の者にあつては第二号から第五号までに掲げ 同項第一号イ又は第二号イに該当する者にあつては第四号及び第五号 くは第二号又は第二項第 に提出しなければならない。 に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関 ロ

②に該当する者にあつては第三号から第五号までに掲げる書類を、 同条第一項第三号又は第二項第 技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者は、 一号ロ⑴若しくは⑵若しくは第二号ロ⑴に該 一号ロ③若しくは⑷若しくは第二号 令第三十六条第一項第一号若し

るべき書類(実務経験を証する書類を除く。)若しくは第二号ロ③の規定による認定をするために必要な資料とな二 国土交通大臣が令第三十六条第一項第四号又は第二項第一号ロ⑤

な書類) を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当 実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書(その証明書)

(新設)

| 身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面|| 国土交通大臣が令第三十七条の規定によつて指定する精神上及び

ユ (略)

2

国土交通大臣(技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする

きは、 条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。 ることができる。 票コードをいう。 て同じ。)のうち住民票コード 人確認情報 同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないと その者に対し、 (住民基本台帳法 第十条第三項において同じ。)以外のものについて 住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させ (昭和四十二年法律第八十一 (同法第七条第十三号に規定する住民 第十条第三項にお 号 第三十

(削る)

3 抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。 機関であるときは 者からの 及び第二号口①から③までに該当する者が初めて実地試験を受けよう の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付すること 第二号口⑴に該当する者にあつては第一項第一号及び第三号に掲げる においては、種目及び種別)を同じくする次回の技術検定を受けよう 定が建設機械施工又は土木施工管理に係る二級の技術検定である場合 るその提供を受けることができないときは、その者に対し、 うち住民票コード 存本人確認情報 とする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第三十六条第 三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。) の 一号ロ②に該当する者にあつては第一項第三号に掲げる書類、 項第一号若しくは第二号又は第二項第一号ロ⑴若しくは⑵若しくは 学科試験に合格した者は、種目及び級(学科試験に合格した技術検 技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者に係る機構保 以下同じ。)以外のものについて、同法第三十条の九の規定によ 同条第一項第三号又は第二項第一号ロ3若しくは4若しくは第 技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が (住民基本台帳法 (同法第七条第十三号に規定する住民票コードをい 指定試 同条第二項第一号ロ(1)から(5)までに該当する者 **L**験機関。 (昭和四十二年法律第八十 第十条第三項において同じ。 治指定 住民票の その他 試験 第

(新設)

とする場合にあつては

この限りでない。

(第二次検定の受検申請)

第四条の二 は第 に掲げる書類) 該当する者を除く。 号に該当する者として受検した者(同項第 検定と種目を同じくする一級の第一次検定を令第三十六条第一項第三 検定受検申請書に、令第三十七条第一項第一号に該当する者にあつて 一号、 第二次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術 第五号及び第六号に掲げる書類(受検しようとする第二次 を、 令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号ロ若)にあつては第一号、 第二号、 一号、 第二号又は第四号に 第五号及び第六号

- 定に合格したことを証する書面 受検しようとする第二次検定と級及び種目を同じくする第一次検
- な書類) を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当一 実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書(その証明書
- き書類しくは第二号ロの規定による認定をするために必要な資料となるべしくは第二号ロの規定による認定をするために必要な資料となるべい。国土交通大臣が令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号ロ若
- があるときは、これに代わる適当な書類) ことを証する証明書(その証明書を得ることができない正当な理由する学校を卒業したこと及びこれらの規定に規定する学科を修めた四 令第三十七条第二項第一号イ⑴若しくは⑵又は第二号イ⑴に規定
- 身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面国土交通大臣が令第三十八条の規定によつて指定する精神上及び
- し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の国土交通大臣は、第二次検定を受けようとする者に係る機構保存本長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の

2

(検定の免除の申請)

第五条 試験機関であるときは、 請書又は技術検定一部免除申請書の受理に関する事務を行う者が指定 次検定の全部又は一部を受けようとする者からの技術検定全部免除申 れを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣 れ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、こ ようとする者は様式第四号による技術検定 免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定全部免除申請書 同条の規定により第一次検定又は第二次検定の一 令第三十九条の規定により第一 指定試験機関)に提出しなければならない。 次検定又は第一 部免除申請書に、それぞ (第 次検定又は第一 一次検定の全部の 部の免除を受け

(受検票の交付)

第六条 条に規定する検定の免除の申請があつた場合においては、 る者については、 次検定又は第二次検定の全部の免除を受けて技術検定を受けようとす 検票を交付するものとする。 び検定の免除を受ける資格)があると認めた者に様式第五号による受 添付書類 機関であるときは、 部免除申請書及びその添付書類)を審査し、受検資格 いては、これらの書類並びに技術検定全部免除申請書又は技術検定 国土交通大臣(受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験 (令第三十九条に規定する検定の免除の申請があつた場合に 受検票を交付することを要しない。 指定試験機関)は、技術検定受検申請書及びその ただし、令第三十九条の規定により第一 (令第三十九 受検資格及

(検定の合格の通知)

に合格した者に、書面でその旨を通知するものとする。 第七条 国土交通大臣又は指定試験機関は、第一次検定又は第二次検定

(合格証明書の交付)

第八条の二 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。

(試験の免除の申請)

第五条 験機関)に提出しなければならない。 書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、 者からの技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験 る書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣 免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明す 免除申請書に、 全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定試 部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定試験 (技術検定の学科試験又は実地試験の全部又は一部を受けようとする 今第三十八条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験 同条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の 部免除申請 指定試 部 0

(受検票の交付)

第六条 国土交通大臣(受検票を交付することを要しない。
総関であるときは、指定試験機関)は、技術検定受検申請書及びその
続資格及び試験の免除を受ける資格)があると認めた者に様式第五号検資格及び試験の免除を受ける資格)があると認めた者に様式第五号
成立書類並びに技術検定試験全部免除申請書又は技術
を育三十八条に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、受
が資格及び試験の免除を受ける資格)があると認めた者に様式第五号
による受検票を交付するものとする。ただし、令第三十八条の規定に
による受検票を交付するものとする。ただし、令第三十八条の規定に
は、当時であるときは、指定試験機関)は、技術検定受検申請書及びその
まり学科試験及び実地試験の全部の免除を受けて技術検定を受けよう
は、当時であるときは、指定試験機関)は、技術検定受検申請書及びその
は、当時であるときは、指定試験機関)は、技術検定受検申請書及びその
は、当時であるとを要しない。

(試験の合格の通知)

地試験に合格した者に、書面でその旨を通知するものとする。第七条 国土交通大臣又は指定試験機関は、技術検定の学科試験又は実

(合格証明書の交付

第八条の二 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。

		管 施 機 建 理 工 械 設	種目	別表第一	第十一条国	提者)出は、第一
		定 次 第 検 一	区検分定	一(第	土と 証	
工 建 法 設 機 械 施	(留)	土木工学	検定科目	(第一条関係)	書を国土交通大臣に提出したしようとする者は、様式第二十七条第六年(合格証明書の再交付申請)	なければならない。 様式第五号の二による合格 十七条第五項の規定により
2 監理技術者補佐として、建設機械の施っただし書に規定する監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職き法第二十六条の四第一項に規定する職っただし書に規定する監理技術者の行うべい。以下同じ。)と		1 建設機械による建設工事の施工の管理 1 建設機械による建設工事の施工の管理 2 建設機械による建設工事の施工の管理 2 建設機械による建設工事の施工の管理	検定基準	第一条関係) ・		なければならない。 様式第五号の二による合格証明書交付申請書を国土交通大臣に十七条第五項の規定により合格証明書の交付を受けようとする
		施 機 建 工 械 設	種目	別表第一	第十 し よ う 条 も 条 も る る る る る る る る る る る る る る る る	提者第二
		試 験 科	区試分験		を国土交通 ようとする	
工 建 法 設 機 械 施	(略)	土木工学	定試験科目	(第一条関係)	大者二の臣は十再	なければならない。様式第五号の二によ十七条第三項の規定
1 建設機械による建設工事の施工の方法の積算に関する一般的な知識を有すること。		2 設計図書に関する一般的な知識を有すること。 2 設計図書に関する一般的な知識を有すること。 1 建設機械による建設工事の施工に必要	一級技術検定試験基準		に提出しなければならない。、様式第八号による技術検定合格証明書再交付申請七条第四項の規定により合格証明書の再交付を申請交付申請)	なければならない。 様式第五号の二による合格証明書交付申請書を国土交通大臣に 十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けようとする

定 定 杉	第二			
科ちの科げに目二う目る排		法 規	施工管理法	
工作機設用舗法施操機建装	(略)		理法	 -
上機等をいう。以下同じ。)の操作を正確・フィニッシャー、コンクリート表面仕のリート・スプレッダー、コンクリート、コンアルト・アスファルト・デストリビューター 舗装用建設機械(アスファルト・プラン1 舗装用建設機械の		こと。	1 監理技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程が選手法に関する知識を有すること。の管理方法に関する知識を有すること。の管理方法に関する知識を有すること。の管理技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	工能力の測定を行うために必要な知識を 1 監理技術者補佐として、建設機械の統 3 監理技術者補佐として、建設機械の統 がに必要な知識を有すること。 のに必要な知識を有すること。 本応用能力を有すること。

計馬	実 地		-
科ちの科げん 目二う目る#	る 下	法 規	I
工 作 械 設 用 ほ 法 施 操 機 建 装	(略)		, , <u> </u>
上機等をいう。以下同じ。)の操作を正確・フィニッシャー、コンクリート表面仕クリート・スプレッダー、コンクリート ハ アスファルト・フィニッシャー、コント、アスファルト・デストリビューター	1	建設工事の施工に必要な法令に関する一般	4 建設機械による建設工事の施工の計画4 建設機械による建設工事の施工の計画

施 施 工 管 理 法	 工 建 法 設 機 械		
活 1 監理技術者として、建設機械による建 ・	施 1 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。 3 監理技術者として、建設機械の施工能力の測定を行うために必要な知識を有すること。 4 監理技術者として、建設機械の施工能必要な知識を有すること。 かつ能率的な運用を行うために必要な応用能力を有すること。	B)	を適確に行う能力を有すること。 3 舗装用建設機械による建設工事の施工を正確に行う能力を有すること。 を正確に行う能力を有すること。
		 (略	
	建設機械の組合せによる建設工事の施工の		を適確に行う能力を有すること。 3 ほ装用建設機械による建設工事の施工を正確に行う能力を有すること。 2 ほ装用建設機械の点検及び故障の発見

			1	
			管施士理工木	
定次第			定 次 第 検 一	
施 工 管 理 上	法規	施 工 管 理 	土木工学等	合せ施工法
2 監理技術者として、土質試験及び土木 工の管理を適確に行うために必要な知識 1 監理技術者として、土木一式工事の施		1 監理技術者補佐として、土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要なに関する知識を有すること。 に関する知識を有すること。 に関する知識を有すること。 応用能力を有すること。 応用能力を有すること。 応用能力を有すること。 応用能力を有すること。 応用能力を有すること。 だったの に して いった に いった に して いった に しい いった に いった いった に	本の施工の管理を済 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
			管施土理工木	
試 実 験 地			試 学 験 科	
施工管理法	法 規	施 工管 理 	土木工学等	
の強度を得る等のために必要な措置を行験の結果に基づいて工事の目的物に所要を正確に行うことができ、かつ、その試1 土質試験及び土木材料の強度等の試験	 的な知識を有すること。 建設工事の施工に必要な法令に関する		1 土木一式工事の施工に必要な土木工学の 高こと。	

		管施建理工築	
		定 次 第 検 一	
法規	施 工 管 理 上 _ _	建築学等	
こと。 こと。 の要な法令に関する一般的な知識を有する 建設工事の施工の管理を適確に行うために	1 監理技術者補佐として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要なに関する知識を有すること。 に関する知識を有すること。 に関する知識を有すること。 「に関する知識を有すること。 「に関する知識を有すること。 「に関する知識を有すること。	1 建築一式工事の施工の管理を適確に行っために必要な建築学、土木工学、電気 一般的な知識を有すること。 うために必要な設計図書に関する一般的 うために必要な設計図書に関する一般 で知識を有すること。	材料の強度等の試験を正確に行うことができ、かつ、その試験の結果に基づいて工事の目的物に所要の強度を得る等のた能力を有すること。
		管 施 建理 工 築	
		試 蒙 科	
法規	施 工 管 理 <u>法</u>	建築学等	
的な知識を有すること。 建設工事の施工に必要な法令に関する一	建築一式工事の施工計画の作成方法及び工 建築一式工事の施工計画の作成方法及び工 建築一式工事の施工計画の作成方法及び工	1 建築一式工事の施工に必要な建築学、1 建築一式工事の施工に必要な建築学、1 建築一式工事の施工に必要な建築学、	2 設計図書に基づいて工事現場における

	管 施 工 電 理 工 事 気	
	定 次 第 検 一	定 次 第 検 二
施 工 管 理 上	電 気 工 学 等	施 工 管 理
計画の作成方法及び工程管理、品質管理工の管理を適確に行うために必要な施工工、監理技術者補佐として、電気工事の施	電気工事の施工の管理を適確にに必要な電気工学、電気通信工学に必要な発電設備、変電設備、活動な知識を有すること。 「に必要な発電設備、変電設備、活動な知識を有すること。 「に必要な発電設備、変電設備、活動な知識を有すること。 「この要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	1 監理技術者として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。 とができる応用能力を有すること。 とができる応用能力を有すること。
	管施工電理工事気	- N
	試 学 験 科	試 実 験 地
施工管理法 	電 気 工 学 等	施 工 管 理 <u>法</u>
理方法に関する一般的な知識を有すること理、品質管理、安全管理等工事の施工の管電気工事の施工計画の作成方法及び工程管	1 電気工事の施工に必要な電気工学、電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。)に関する一般的な知識を有すること。	1 建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等をあ施工計画を適切に作成し、及び施工図る施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。

理 工 事 管 管 施 工			
定 次 第 検 一	定 次 第 検 二		
機 械 工 学 等	施 工 管 理 	法 規	
1 管工事の施工の管理を適確に行うため に必要な機械工学、衛生工学、電気工学 に必要な機械工学、衛生工学、電気工学 に必要な冷暖房、空気調和、給排水、衛生等の設備(以下「設備」という。)に 関する一般的な知識を有すること。 関する一般的な知識を有すること。 に必要な冷暖房、空気調和、給排水、衛生等の設備(以下「設備」という。)に 関する一般的な知識を有すること。	「大術者として、電気下 が構者として、設計図 を正確に理解し、電気 ででで成し、及び必要 を正確に理解し、電気 でででではを確保す を有すること。		能力を有すること。 この管理を適確に行うために必要な応用 ての管理を適確に行うために必要な応用 する知識を有すること。
理 工 事 管 管 施 工			
試 学 験 科	試 実 験 地		
機 械 工 学 等	施 工 管 理 法	法規	
1 管工事の施工に必要な機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築工学、電気工学、電気通信工学及び建築工学、電気工学、電気通信工学及び建築る一般的な知識を有すること。 3 設計図書に関する一般的な知識を有すること。 ること。	保するために設計図書を通切に行うことが な機材の選定、配置等を適切に行うことが な機材の選定、配置等を適切に行うことが の地工図を適正に作成し、及び必要 できる高度の応用能力を有すること。		0

管施工通電理工事信気			
定 次 第 検 一	定 次 第 検 二		
学等気通信工	施 工 管 理 上	法規	施 工 管 理
2 電気通信工事の施工の管理を適確に行 る一般的な知識を有すること。 、土木工学、機械工学及び建築学に関す うために必要な電気通信工学、電気工学	1 監理技術者として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 と 監理技術者として、設計図書で要求される設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。		1 監理技術者補佐として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 の管理を適確に行うために必要な応工計の管理を適確に行うために必要な応工計の管理を適確に行うために必要な応工計の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。
管施工通電理工事信気			
試 学 験 科	試 実 験 地		
学 等 気 通信 工	施 工 管 理 	法 規	施 工 管 理 法
2 有線電気通信設備、無線電気通信設備工学、電気工学、土木工学、機械工学及工学、電気工学、土木工学、機械工学及工学、電気通信工事の施工に必要な電気通信工事の施工に必要な電気通信	度の応用能力を有すること。 度の応用能力を有すること。 変定、配置等を適切に行うことができる高 を適正に作成し、及び必要な機材の を適正に作成し、及び必要な機材の できる高 できる高		方法に関する一般的な知識を有すること。 方法に関する一般的な知識を有すること。

実地 施工管理法 設計図書で要求される電気通信設備の性能試験 おことができる高度の応用能力を有するころにを確保するために設計図書を正確に理解しま地 おりょう ことができる高度の応用能力を有すること。	できる応用能力を有すること。 監理技術者として、電気通信工事の施 監理技術者として、設計図書で要求さ に設計図書を正確に理解し、電気通信設 に設計図書を正確に理解し、電気通信設 に設計図書を正確に理解し、電気通信設 を有すること。	施 工 管 理 <u>2</u> 1	定 次 第 検 二
*		法 規	
施工管理法 電気通信工事の施工計画の作成方法及び工 程管理、品質管理、安全管理等工事の施工 こと。	・ 監理技術者補佐として、電気通信工事 に関する知識を有すること。	施工管理 上 2 1	
、放送機械設備等(以下「電気通信設備 こという。)に関する一般的な知識を有すること。 ること。		3	

			管施造理工園
定次第			定 次 第 検 一
施 工 管 理 	法 規	施 工 管 理 <u></u>	土 木 工 学 等
1 監理技術者として、造園工事の施工の1 監理技術者として、工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を置を適切に行うことができる応用能力を		2 1 1. 4/ 2 1	1 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学、園芸学、電気工学めに必要な土木工学、園芸学、電気工学がに必要な土木工学、園芸学、電気工学がに必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。
			管施造理工園
試 実 験 地			試 学 験 科
施 工 管 理 <u>法</u>	法 規	施 工 管 理 法	土木工学等。
1 工事の目的物に所要の外観、強度等を用能力を有すること。 1 工事の目的物に所要の外観、強度等を		理方法に関する一般的な知識を有すること理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管	1 造園工事の施工に必要な土木工学、園工事の施工に必要な土木工学、園工事の施工に必要な土木工学、園工事の正さること。

				1	I =	
			管 施 機 建 理 工 械 設	種 目	別表第二	
			検 定 次	分 検 定 区		
(略)	設 機 機 械 用 建	(略)	土 木 工 学	検定科目	(第一条関係)	
	1 舗装用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。		1 建設機械による建設工事の施工の管理 を適確に行うために必要な設計図書を正を適確に行うために必要な出木工学に関する概略の知識を有すること。	検定基準		とができる応用能力を有すること。 成すること、又は施工計画を実施するこ て工事現場における施工計画を適切に作っる。 監理技術者として、設計図書に基づい
			施 機 建 工 械 設	種 目	別表第二	
			EA 24		_	
			験 学 科 試	分 験 区		
略)	設 (ほ 機 (装 械 (用 建	(略)	科 土 木工学	分 科目 二級技術	一(第一条関係)	

法 ダ・モー 施 レーー	械 系 シ 施 建 ョ 工 設 心 法 機 ル	法機 l ト 械 系 ラ 施 建 ク 工 設 タ
機械の組合せによる建設工事の施工に関すること。 モーター・グレーダーを主にした建設すること。	を かっていること。	用能力を有すること。 用能力を有すること。 用能力を有すること。 用能力を有すること。 用能力を有すること。 の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 をに関する一般的な知識を有すること。 トラクター系建設機械の施工能力の測 をに関する一般的な知識を有すること。 トラクター系建設機械の施工能力の測 をに関する一般的な知識を有すること。

法 ダ・モーグター	械 系 シ 施 建 ョ 工 設 ベ 法 機 ル	法 機 l ト 械 系 ラ 施 建 ク エ 設 タ
機械の組合せによる建設工事の施工に関っていること。 エーター・グレーダーを主にした建設 すること。 コーター・グレーダーを主にした建設 コープ エーター・グレーダーによる建設工事 コース・グレーダーによる建設工事 コース・グレーダーによる建設工事の施工に関	1 ショベル系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 3 ショベル系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 に関する一般的な知識を有すること。 施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。 を有すること。	1 トラクター系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。

工 設 舗 法 機 装 横 用 施 建	施 建 締 工 設 め 法 機 固 械 め
1 舗装用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 舗装用建設機械を主にした建設機械の船の知識を有すること。 略の知識を有すること。 略の知識を有すること。 増装用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。	3 モーター・グレーダーの施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。

工 設 ほ 法 機 装 械 用 施 建	施 建 締 工 設 め 法 機 固 械 め	
1 ほ装用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。と。と。と。と。は装用建設機械を主にした建設機械の略の知識を有すること。 4 ほ装用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 の運営及び管理に関する概略の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。	1 締め固め建設機械による建設工事の施工の声法に関する一般的な知識を有すること。	3 モーター・グレーダーの施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 定に関する一般的な知識を有すること。 定に関する一般的な知識を有すること。

村気	第二次		
設機 械 操	(略)	法 規	法 施 -
力を有すること。	(略)	と。 必要な法令に関する概略の知識を有するこ 建設工事の施工の管理を適確に行うために	1 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 基礎工事用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する一般的な知識を有すること。 1 建礎工事用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 1 建設機械による建設工事の施工に関すを適確に行うために必要な一応の応用能力を有すること。 2 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 2 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を商確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。

馬	実地 試		
設機械操	(略)	法 規 規	械 用 基 施 建 礎 工 設 法 機
力を有すること。	(略)	の知識を有すること。 の知識を有すること。	1 基礎工事用建設機械による建設工事の 施工の方法に関する一般的な知識を有す ること。 3 基礎工事用建設機械を主にした建設機 械の組合せによる建設工事の施工に関す る概略の知識を有すること。 に関する一般的な知識を有すること。 に関する一般的な知識を有すること。 を有すること。

	管施土理工木			
	検 第 定 次 <u>次</u>			
施工管理	等 土木工学	法 施 工 管 理	工 械 用 基 機 用 建	作 I 施 工 法
1 土木一式工事の施工の管理を適確に行 -	1 土木一式工事の施工の管理を適確に行っために必要な土木工学、電気工学、電気工学、電方に対し、	1 主任技術者として、建設機械による建工方法及び手順の選定を適確に行うためにて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を適切に作るようできる応用能力を有すること。	1 基礎工事用建設機械の操作を正確に行っ能力を有すること。 発見を正確に行う能力を有すること。 発見を正確に行う能力を有すること。 ニガー 基礎工事用建設機械の点検及び故障の ニガー 基礎工事用建設機械の操作を正確に行った。	
	管 施 土 理 工 木 験 学			
	科 試 			:1
施工管理	等 土 - 木 工 - 学 -		工 械 用 基 法 操 建 作 設 工 施 機	r h m 工 上 上
土木一式工事の施工計画の作成方法及び工	1 土木一式工事の施工に必要な土木工学の建築学に関する概略の知識を有すること。		施工を適確に行う能力を有すること。 発見を正確に行う能力を有すること。 発見を正確に行う能力を有すること。 基礎工事用建設機械の点検及び故障 1 基礎工事用建設機械の操作を正確に 1 基礎工	

法規	法 施 薬 工管 理 工	管 達 選 機 法 施 造 工 物	法
と。とのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	1 土木一式工事のうち薬液注入に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要事の施工の管理を適確に行うために必要事の施工の管理を適確に行うために必要事の施工の管理を適確に行うために必要するに関する概略の知識を有すること。 まの施工の管理を適確に行うために必要するでの応用能力を有すること。	1 土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の施工の管理を適確に行うために、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。 2 土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の施工の管理を適確に行うためにる工事の施工の管理を適確に行うためにる工事の施工の管理を適確に行うためにる工事の施工の管理を適確に行うためにる工事の施工の管理を適確に行うためにる工事の施工の管理を適確に行うためにる工事の施工の管理を適確に行うために	うために必要な基礎的な能力を有するこれでで理方法に関する基礎的な知識を有すること。 工程管理、品質管理、安全管理等工事の 工程管理、品質管理、安全管理等工事の と。

 法 規	法 施 薬 工 液 管 注 理 入	管 塗 鋼 理 装 構 法 施 造 工 物	法
の知識を有すること。 建設工事の施工に必要な法令に関する概略	本の一般的な知識を有すること。 理、安全管理等工事の施工の管理方法に関連、安全管理等工事の施工の管理方法に関連をは計画の作成方法及び工程管理、品質管工法、出售では、100mmでは、10	事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。 	程管理、品質管理、安全管理等工事の施工 と。 - と。

薬液注入	管 途 鋼 理 装 構 法 施 造 工 物	検 定 次 法 施 工 管 理
1 土木一式工事のうち薬液注入に係る工	1 土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な一般的な知識を有すること。 2 鋼構造物塗装に係る土木材料の特性等を正確に把握することができ、かつ、鋼構造物の防錆等の工事の目的に必要な措置を行うことができる高度の応用能力をあること。 3 設計図書に基づいて土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の工事現場における施工計画を実施することができる高度の応用能力を有すること。	1 主任技術者として、土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 主任技術者として、土質試験及び土木材料の強度等の試験を正確に行うことができ、かつ、その試験を正確に行うことができ、かつ、その試験を正確に行うことができ、かい必要な措置を行うことができる応用能力を有すること。 3 主任技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を方っことができる応用能力を有すること。

薬液注入	管 塗 鋼 理 装 構 法 施 造	験 実 地 試
→ 1 薬液注入に係る土木材料の特性等を正 →	1 鋼構造物塗装に係る土木材料の特性等で正確に把握することができ、かつ、鋼を正確に把握することができ、かつ、鋼ですることができる高度の応用造物塗装に係る工事の目的に必要な措を鋼構造物塗装に係る工事の工事現場における施工計画を適切に作成すること又おける施工計画を適切に作成すること又があれる施工計画を適切に作成することの応用能力を有すること。	理 1 土質試験及び土木材料の強度等の試験 を正確に行うことができ、かつ、その試験の結果に基づいて工事の目的物に所要

	管 施 建理 工 築	
	検 定 次	
法 施 工 管 理	建築学等	法 施 工 管 理
1 建築一式工事の施工の管理を適確に行っために必要な基礎的な能力を有するこを有すること。 2 建築一式工事の施工の管理を適確に行っために必要な基礎的な能力を有すること。	知識を有すること。 知識を有すること。 知識を有すること。 対工事の施工の管理を適確 式工事の施工の管理を適確	事の施工の管理を適確に行うために必要な一般的な知識を有すること。
	管施建理工築	
	験 学 科 試	
法 施 工 管 理	建築学等	法 施 工 管 理
程管理、品質管理、安全管理等工事の施工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工程等ので式工事の施工計画の作成方法及び工建築一式工事の施工計画の作成方法及び工	1 建築一式工事の施工に必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する概略の知識を有すること。	確に把握することができ、かつ、地盤の と。 ことができる高度の応用能力を有すること。 と。 ことができる高度の応用能力を有することができる高度の応用能力を有することができる高度の応用能力を有することができる高度の応用能力を有すること。

管 躯 理 体 法 施	接	
工 1 建築一式工事のうち基礎及び躯体に係工 3 建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る建築材料の強度等要の強度等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。	世 1 主任技術者として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する概略の知識を有すること。	-

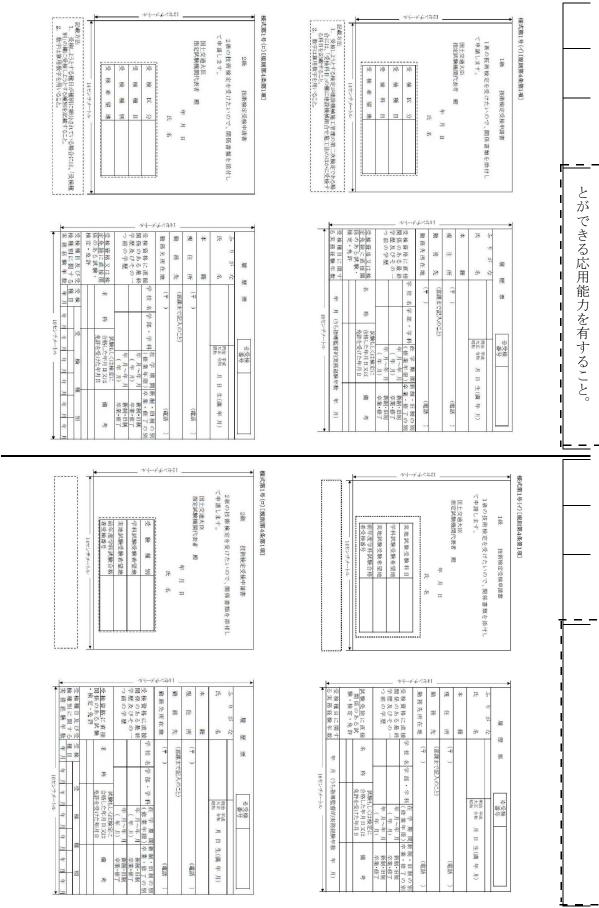
	験 実 地 試	
管 躯 理 体 法 施 工	法 施 工 管 理	法規
1 基礎及び躯体に係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。	1 建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等をができる一応の応用能力を有すること。ができる一応の応用能力を有すること。目の施工計画を適切に作成し、及び施工図る施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる一応の応用能力を有すること。	の知識を有すること。の知識を有すること。

<u></u>	
管施工電理工事気	
検 第 定 一 次	
等 電 気 工 学	管 仕 理 上 法 施 工
1 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気工学、電気通信工学、土地に必要な電気工学、電気通信工学、土地に必要な電気設備に関する概略の知識を有すること。 3 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読み取るために必要な設計図書を正確に読み取るために必要な設計図書を正確に読み取るために必要な設計図書を正確に読み取るための知識を有すること。	及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。 1 建築一式工事のうち仕上げに係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な概略の知識を有すること。 2 仕上げに係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有することができる高度の応用能力を有することができる高度の応用能力を有することができる高度
管 施 工 電 理 工 事 気	
験 学 科 試	
等 電 気 工 学	管 仕 理 上 法 施 工
1 電気工事の施工に必要な電気工学、気通信工学、土木工学、機械工学及び想気通信工学、土木工学、機械工学及び想定と。	1 仕上げに係る建築材料の強度等を正確 1 仕上げに係る建築材料の強度等を正確 度、外観等を得るために必要な措置を適 度、外観等を得るために必要な措置を適 方ことができる高度の応用能力を 1 仕上げに係る建築材料の強度等を正確 2 建築一式工事のうち仕上げに係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事のが上げに係る工事の工事現場に の施工の管理方法を正確に理解し、設計 2 建築一式工事のうち仕上げに係る工事の正程管理、品質管理、安全管理等工事のが 2 の施工の管理方法を正確に理解し、設計 2 の施工の管理方法を正確に理解し、設計 2 の応用能力を有すること。

理工事管管施工			
検 第 定 次	検 第 定 次		
等 機 械	法 施 工 管 理	法規	法 施 工 管
工 学			管 理
1 管工事の施工の管理を適確に行うため に必要な機械工学、衛生工学、電気工学の知識を有すること。	1 主任技術者として、電気工事の施工の1 主任技術者として、設計図書で要求される電気設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気設備の施工計図書を正確に理解し、電気設備の施工計図書を正確に理解し、で、記計図書で要求される電気設備の性能を確保するために設定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。	・	1 電気工事の施工の管理を適確に行うた の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 のに必要な施工計画の作成方法及び工程 あに必要な施工計画の作成方法及び工程 のに必要な施工計画の作成方法及び工程
理工事管管施工			
験 学 科 試	験 実 地 試		
等 機 械 工 学	法 施 工 管 理	法規	法 施 工 管 理
1 管工事の施工に必要な機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築工学、電気所に関する概略の知識を有すること。 。	できる一応の応用能力を有すること。 「気設備の施工図を適正に作成し、及び必要「気設備の施工図を適正に作成し、及び必要を設けるために設計図書を正確に理解し、電設計図書で要求される電気設備の性能を確		電気工事の施工計画の作成方法及び工程管 理、品質管理、安全管理等工事の施工の管 理方法に関する概略の知識を有すること。

				 管 理
	検 第 定 次			
	法 施 工 管 理	法 規	法 施 工 管 理	
	1 主任技術者として、電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 主任技術者として、設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気通信設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。	と。世界上上	1 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。	電気通信工事の施工の管理を適確に行 電気通信工事の施工の管理を適確に行 おの知識を有すること。 おの知識を有すること。 おの知識を有すること。 おの知識を有すること。 おの知識を有すること。 おの知識を有すること。 おの知識を有すること。
	験 実			管 理 ———————————————————————————————————
	地試	×4-	\\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\	
	法 施 工 管 理	法 規	法 施 工 管 理	
+	を確保するために設計図書を正確に理解し 一、電気通信設備の施工図を適正に作成し、 一、電気通信設備の施工図を適正に作成し、 一うことができる一応の応用能力を有すること。 と。		電気通信工事の施工計画の作成方法及び工工 電気通信工事の施工計画の作成方法及び工	2 電気通信設備に関する概略の知識を有すること。

			管 施 造 理 工 園
検 第 二 次			検 定 定 次 次
	法規	法 施工	等 土 木 工 学
一 管 理 		工 管 理	上 学 -
1 主任技術者として、造園工事の施工の1 主任技術者として、正事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を置を適切に行うことができる応用能力を有すること。		2 造園工事の施工の管理を適確に行うたの管理方法に関する基礎的な知識を有すること。	1 造園工事の施工の管理を適確に行うたりに必要な設計図書を正確に読みとるために必要な設計図書を正確に読みとるために必要な設計図書を正確に読みとるために必要な設計図書を正確に行うために必要な設計図書を通確に行うたる。
と場術とに、術。確術者と、行り観と、行とという観と	に施 関工 すの	 要な施工計 で で で で で で で で で で	国工事の施工の管理 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
うため うため こして、 こして、 に うため こして、 に うため		に、安全に、安全に、安全に、安全に、安全に、安全に、安全に、安全に、安全に対するは、 はいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	上木工学、園芸学、電工学、機械工学及び建 の施工の管理を適確に でを有すること。 の施工の管理を適確に ででででででででいる。 の施工の管理を適確に ででででいる。 の施工の管理を適確に でいる。 でいる。
上記 かできる 造園工 記事 画画を		の管理を適確にの管理を適確にの管理を適確にのに成方法及の管理を適確に	で理を適確 管理を適確 を正確に読 を正確に読
を画図るめの要工を書応に知の	識を有するに行うため	有適 な等方適 す確 知事及に るに 識事及に	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
るにづ 力なに をT		こ行 をのび行 とう 有施工う	
こ作い を措所 有の - <u>=====</u>	しこにし	。た す工程 た 	1
			管 施 造 理 工 園
 験 実 地 試			管施造 理工園 験 学科 試
 法 施 工	法規	法 施工	験 学 学 試 等 土 木
 法 施	法規	工 管 理	験 学 学 試
法 施 工 管 理 	- -	工 管 理	験 学科試 等 土木工学
法 施 工 管 理 	- -	工 管 理	験 学科試 等 土木工学
法 施 工 管 理 	- -	工管理」造園工事の施工工管理」造園工事の施工	験 学科試 等 土木工学
法 施 工 管 理 	- -	工管理」造園工事の施工工管理」造園工事の施工	学科試 土木工学 1 造園工事の施工 ・ 会にと。 会こと。 ・ を有すること。 を有すること。
法 施 工 管 理 	- -	工管理」造園工事の施工工管理」造園工事の施工	学科試 土木工学 1 造園工事の施工 ・ 会にと。 会こと。 ・ を有すること。 を有すること。
法 施 工 管 理 	- -	工管理」造園工事の施工工管理」造園工事の施工	学科試 土木工学 1 造園工事の施工 ・ 会にと。 会こと。 ・ を有すること。 を有すること。
施工管理 1	 	工管理	験 学科試 等 土木工学 - 2



下型の受機制件業の具体製験の内容は、下記のと39であること 国土で選択に 無数 を 名 生年月日 第四 年 日 日 新変 名	下部の受験機関代表者 簡 年 月 日 第27 であることを証明します。 超光光名 物務先所在地 所属(前漢名) 工事名	下記の受給申請者の実務基準の内容は、下記のとおりであることを証明します。 国土会選大匠 (本) 月 日生 国 (本) 月 日生 国 (本) 日生 日生 日生 日生 国 (本) 日生	10 1- 門		類似	\$ 監會的実際	に関する指揮	受検醒目					9	李在略	する実	图77日	英様質	φ		-##	XBI	[
の	の場合情報者の実務経験の内容は、下説のとおりであることを説明します。 の場合に有意。 年 月 日	一	要値 「所属(部課名 「所属(部課名 「工事機別」の 建設機械値 井木緒工管 井木緒工管						あなたが担当	卷									助務先名	×	m	- 囲発 門 村所	100
(工業的)と397であること ((工業等) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	「日本の 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本)の横は、建設部、工 線は、全線する機田に 圧・河川工事、道路工 圧・河川工事、道路工						した業務の具体的な内	選 選		S		33		7	0		勤務先所在地	- 201	200	公司 東土田名 5米和 交通大田 実際基因代表者 際	· Athenda of the
月 日 東京 中央 日 日 東京 中央 日 東京 中 日 東京 中 日 東京 中 日 日 東京 中 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	月 日 第四年成 月 日 第四年成 年 月 日 第四年成 年 月 日 第四年成 年 月 日 第四年成 年 月 日 東京 年度 中央 6 年 月 日 東京 6 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年	一	事部、工務課、技術 応じて、以下のよう。 第一部、第一部、参問 ・ 一部、参問 ・ 一部、参問	蓝榉园的			*	2 1		争	上記実										生年月	THE STATE OF THE S	CED. 44 dony when
	(発明します。 (発明します。 (発明し限するま (現明に関する (現明に関する (現)に関する (現)に関する () () () () () () () () () () () () () (一	議等、具体的に 正具体的に配入する 工事、ダム工事等 工事、ダム工事等	的実務経験年数の	100				管理・安全管理等の」	名 年月~	務経験のうち指導層	実務経験年数の合							工事種別	***************************************	日 大正 全和 報告	H September 1	A A Washington

展 会	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	展 名	株	長 名 生年月日 日本		類用	監督的実施	に関する指導	東黎瀬田		1	Н	E -	9	密語等	半の米	運行車	(泰鎮电	Ф		申請者	湘	,
() () () () () () () () () ()	近代支者 原 年 月 日生 日生 日生 日生 日生 日生 日生	2 年4月日 日本	生年月日 日本	2						あなたが担当し	勤務先名									勤務先名	*	æ	超出
機	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日日 日日 日生 田田 日本 日本 田田 日本 田田 日本 田田 日本 田田 日本 田田 日本 田田 田田	中月日 日本 東京 中 月 日生 記明 100 年度 日	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日						た業務の具体的な	所属(部業名)									勤務先所在地	2997	IN.	C組入民 大颗機関代表者
機	日本 日	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	中月日 日本 東京 中 月 日生 記明 100 年度 日	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	指導						工事名	₩.								所屬		LO.	渺
第4年数の日本 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	月 月生 月生 現 作 所 現 作 所 現 作 所 現 作 所 現 作 所 現 作 所 (海楽) (海~) (海	月 月生 証明 現 住 所 現 住 所 (次等した立場 (次等した立場 (内容)	月 月生 記男 現 所	月 月生 証明 現 住 所 現 住 所 政務経験の内容 按等した立場 内容) 工事確別7 工事確別7 工事	 電管的実務組			24 92		加	発注者名	記実務経験の	実務経署									H	Я
		11年	正要的 変替の 変数の 変数の 変数の 変数の 変数の 変数の 変数の 変数	正確的 を確認 を確認 を確認 を確認 を必要	経験年数の合計	. 5	+ 5	• 1	. 1	管理等の具体的に	11年7日	うち指導器層的	年数の合計							明中の受検種目に 観別 工事P		中国	1

受物権目又は受物権別に関する実務経験 脚離 申請者 動務先名 吊 分離 2 級 技 衡 検 定 (第 二 次 検 定) 実 亮 下記の受検申請者の実務証拠の内容は、下記のとおりであることを証明します。 国土交通大臣 指定政験機関代表者 聚 年 P 「 14 勤務先所在地 所属(部票名) 生年月日 実務経験年数の合計 在職期間中の受検値目又は受検値別に関する。在職期間中の受検種目又は受検値別 実務延續の内容 に関する実務延續の内容 工事種別 工事内容 従事した立場 年 月~ 年 月 理治 早城 大王 令君 # 'n 現住所 証明者 日生 証明者との関係 会社又は事業所名 所 在 掲 最 名 名 ÷ è ż 1 1 1 i į ì 年 少 . . . • **a**

鐵式第2号(口)[規則第4条第1項第3号]

12 一海		9	新雄	本の単	3 7 0	海海口	加				母	净	
実施経験中級の分配により、「本ののののでは、 1985年 (1985年 1985年 1985									3000	100	超	ङ	
第2000 8000 8									30000000	W.H.W	Ħ	A	- 美国云
をで後継載 (基) (本)					-	-		-		٦	28	2	の大説の大説を選り
で課題面 (世界 (日野名))の離れ、接数原、工事所、工業職、技術圏、集、原在的に対入すること。 (工業権利の組)・参考・合権日に行べ、以下のレジに最近的に対入すること。 (単数機能は、1分によりが日本、日本の大学・タンエ等、 大学に発用・労工工事、は終して、大学・アンエ等、 大学に発用・労工工事、は終して、大学・アンエ等、 は、日本の大学の大学・アンエ等、 大学に発用・労工工事、は終して、大学・アンエ等、 は、日本の大学の大学・アンエ等、 (日本の大学の大学・アンエ等、 (日本の大学の大学・アンエ等、 (日本の大学の大学・アンエ等、 (日本の大学の大学・アンエ等、 (日本の大学の大学・アンエ等、 (日本の大学の大学・アンエ等、 (日本の大学の大学・アンエ等、 (日本の大学の大学・アンエ等、 (日本の大学の大学・アンエ等、 (日本の大学の大学・アンエ等、 (日本の大学の大学・アンエ等、 (日本の大学の大学・アンエ等、 (日本の大学の大学・アンエ等、 (日本の大学・アンエ等 (日本の大学・アン			40 Ja						WINTED LEADING BOME	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			下記の受験申請者の実践経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。 国土交通大直 有定数機関で表者
大 は 1									V Bull IGA	N N			
日韓、英原 は 100 100 100 100 100 100 100 100 100 1									Cracameter Valv	こを開発	25	生年月	# 大
に に に に に に に に に に に に に に									H	供銀形	- 2	月日 大正 昭和	л Э
实筋醛聚年数の合計 量 在 目#65:7-50							×		工事種別	関中の		指用 数子 数合合	日 日 日 日
20年 第 日本の									和工	在機期間中の受験種目		掛	ことを開
9 F									工事内容	に関する	現	H	乳上半寸。
									従事した立場	5実務経験の内容	生所	日生	証明者
			2 0					s 5	产立場	会社の	2 2	証明	
)	()				年身	在機械開		証明者との関係	会社又は事業所名 所 在 地 職 名 氏
	1	1	i	i.	1	1	2	1	月~ 年	中の母を	10.	棄	マは事 在
	•	4		¥		•	*	*	H	機のに関			表现的
9	3	ž			+		+	*	年 5月	在機材関中の登録機関に関する実際経験年数			(P)

	資格に直接関係のある対撃 格庁 免罪	権庁の免験を	※免除	弁	生 年 月			1級0
1	原の時間を開発しています。	巻ける	号 香	चं⟩	В		国土交通大臣 指定試験機関	の技術検定の
		砂					国土交通大臣 指定試験機関代表者	下記検定の
		斧	MB	満年	年 月		郷	全部の免除を受
	,	- 理	検 種 目	711	日生			けたいので
书	年	試験若しくは検定に合格した年 月日又は免許を受けた年月日		現住所	本 籍			1級の技術検定の下記検定の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。
Я	Я	に合格し、	~ 5				平	家付して申
ш	Ш	田州	免除を受けよう とする <u>検定</u>			ふりがな 氏 名	Я	請します。
		畲	³ 第一次検定·第二次検定					

- 記載方法
 1. この用係は1種目につき1枚を使用すること
 2. 祭印のある欄には記載しないこと。
 3. 教字は算用数字を用いること。
 4. 「免除を受けまうとする試験」の欄は、免除を受けまうとするものを○で囲むこと。

年 月 日生 本 籍 満 年 月 現住所 受 検 餐 目 Name 月日又は検定に合称した年月日 年 月 日 日	※免 除 番 号 整整の免除を受ける 資格に直接関係のある な事 なき
月 日生 本 籍 年 月 現住所 免除を受けようとする数数 参 減数者しくは検定に合格した年 条 月日又は免許を受けた年月日 値	
氏 名 月 日生 本 輯 年 月 現住所 受検種目 の の の の の の の の の の の の の	職 番
月 日生 木 籍 年 月 現住所	
月日生木糟	年 合
兵 名	生 年 月 日
ふりからた	
年 月 日	国土交通大臣 指定試験機関代表者
1級の技術検定の下記試験の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	1級の技術検定の下記試験の
1 委技術廣定試験 全班免除中語 對 ※ 泰岑	

検定の免除を受ける 資格に直接関係のあ る試験、検定、免許 免除を受けようとする 検定(I) ※ 生年月日·年令 NH. 麻 張 2級の技術検定の下記検定の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。 種 郴 国土交通大臣 指定試験機関代表者 ш 神 # 100 H 受檢種 日生・満 祭 2級技術檢定全部免除申請書 墨 塑 #1 第一改模定 第一改模定 第二次模定 第二次模定 第二次模定 第二次模定 就模者UKI模定に合格U芯年 月日又は免許を受けた年月日 H 馬 * # # 帝 Ħ 淵 # Ш H ふりがな氏 名 Ш ш 第一次検定 第一次検定 第一次検定 第二次検定 第二次検定 第二次検定 Ш ※ 路 中 畲 JN:

記載方法
1. この田歌は1種目につき1枚を使用すること
2. ※日のある種には記載したいこ。
2. ※日のある種には記載したいこ。
3. 教子は其田数子を用いること
4. 夕極したシナの個田が福田が倍かされている。
5. 女権にはアナの毎日が福田が倍かされている。
5. 女権によりようの報に気険を受けまりような場合には、「受験種目」の概に受験しようとする種目を行動に保険を受けまりまする場合には、「受験種目」の概に受験にようとする種の情に気険を受けまります。
5. 女権にようとする種の活動が活動に指分されている場合には、「受験種目の概に受験にようとする権の人の表験権助したに〇七囲かによった。
5. 女権にようとする種の名人がお記載し、「母院を受けまりする権役の」の概に母際と受けまります。

部表力は
1. 2の用紙は1種目につき1枚を使用すること
1. 2の用紙は1種目につき1枚を使用すること
2. ※日のある難には記載しないこと
3. 数字は算用数字を用いること
4. ※日のある難には記載しないこと
4. を整したする機型に指針を対っていない場合には、「受験値目」の機に受験しようとする値目を記載し、「免除を受けったする複数(2)の難に免除を受けようとする6のを〇で囲むこと
5. 受機しようとす6種目が推別に維分されている場合には、「受験値目」の機に受験しようとする種目を、「受験値別」の機に反
しようとする種別を入れるも記載し、「免除を受けようとする起数(2)の機に免除を受けようとするものを受験種別ごとに〇で囲
しようとする種別を入れるも記載し、「免除を受けようとする起数(2)」の機に受験を受けようとするものを受験種別ごとに〇で囲

<u>試験</u>の免除を受ける 資格に直接関係のあ る試験、検定、免許 免除を受けようとする 試験(1) ※免 AM 生年月日·年令 东 薬 2級の技術検定の下記試験の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。 产 趣 国土交通大臣 指定試験機関代表者 ш ďp 学科試験: 実地試験 # 山 H 免除を受けようと 日生・満 容 検 種 憑 旦 # Ж 馬 * 带 # H 畲 四 册 Ш 田 Ш かりがな 円 名 Ш Ш ш

岩 器※

2級技術檢定試験全部免除申請書

様式第3号(口)[規則第5条]

日本産業規格A列5番

模式第3号(四)[規則第5条]

日本産業規格A列5番

検定の免除を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許 記載方法 1. この用紙は1種目につき1枚を使用すること 2. ※印のある欄には記載しないこと。 3. 数字は算用数字を用いること。 免除を受けようとする 検定科目 模式第4号(イ)[規則第5条] **※**免 # # # 薬 1級の技術検定の下記の<u>検定科目</u>の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。 Ш 郴 国土交通大臣 指定試験機関代表者 ш ΔÞ d)D 1 并 滙 筰 1級技術檢定一部免除申請書 题 Ħ m 日生 H 武験若UKII模定に合格した年 月日又は免許を受けた年月日 現住所 H # # 翻 冊 Э Э 5956在 氏 名 Ш ш ш ш 光番 号 畲 日本産業規格A列5番 淅

記載方法 1.この用条は1種目につき1枚を使用すること 2.※日のみを種には記載したいった。 3. 数字に算用数字を用いること。

		1	A						-		
	П	Я	年					の許	資格に直接関係のある誤響、権定、免許	直接	るが
論光		定に合	試験者しくは検定に合格した年 月日又は免許を受けた年月日	_		棒	伦	¥	44	事	響
		(実地試験科	(美	H I			(学科試験科目)	45	ようとする	免除を受け』 試験科目	大學 大學
1		H	受檢種	-				ala	琳	深	※
		野	現住月	月	-19	逝		齡			升
		叫料	軽 本	日生	Я	牟		Н	Я	#	#
存在	ふ りがな 氏 名										
ш	Я	平			题		土交通大臣 定試験機関代表者	国土交指定計	tal me		
申請します。	を添付しては	系書類	いので、関	を受けたい	且の免除)武颢科	1級の技術検定の鼓皺の下記の試験科目の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します	2/ / /	後のお	ш.	
※番の	蛐	申請書	部免除	技術檢定試験一	技術檢)	1級					

様式第4号(イ)[規則第5条]

検定の免除を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許 免除を受けようとする 検定科目(1) 免除を受けようとする 検定科目(2) 名 株 | 試験教と代謝機定に含様した年 備 考 | 角目又は免許を受けた年月日 | 備 考 ※宪 生年月日·年令 緊番 2級の技術検定の下記の検定科目の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。 国土交通大臣 指定試験機関代表者 神 受検科目 受検種目 # 受検区分 受検科目 受檢種別 受検種目 受検区分 Ш 日生・満 2級技術檢定一部免除申請書 趣 # Ш 現住所 * 件 曲 龤 # Ш Ш ふりがな 氏 名 Ш ш Ш **※** dia 日本産業規格A列5番

1. この用紙は1種目につき1枚を使用すること
 2. ※日のある欄には2歳でないこ。
 2. ※日のある欄には2歳でないこ。
 2. ※日のある欄には2歳でないこと。
 3. 数字は算用数字を用いること。
 4. 交際した2+45個目が個別に組分されていない場合には、「交換個目」の欄に交換した2と45個目を記載し、「免除を受けようと45度繋が目を試験なりことに記載すること。
 5. 支援した3と45個目が個別に組分されている場合には、「受換個目」の欄に受換しようとする値目を「受換値型」の欄に受換した3とする値列をおいまかに載し、「免除を受けようとする誤験が目の」の欄に免除を受けようとする誤験が目を支換循列した。
 5. 支援した3とする値列をよれまれに載し、「免除を受けようとする誤験が目の」の欄に免除を受けようとする試験が目を支換循列を必要が出ること。

記載方法
1. この用紙は1種目につき1枚を使用すること
1. この用紙は1種目につき1枚を使用すること
2. ※和のある欄には記載しないこと
3. 数字は算用数字を用いること
4. ※和のある欄には記載しないこと
5. 受後しようとする種目が種別に細分されていない場合には、「免除を受けようとする検定科目(1)」の欄に免除を受けようとする検定科目を受核区分及び受核種目でに記載すること。
5. 受後しようとする種目が種別に細分されている場合には、「免除を受けようとする検定科目(2)」の欄に免除を受けようとする検定科目を受核区分、受核種目及び受核種別でとこ記載すること。

年 ·	年月	9	の試験 権庁 布料
年			
年 ·			

S DAGE OF THE STREET	資格に直接関係のあ 資格に直接関係のあ 乙計 動 検定 免許	100	(実地試験科目)	5 (学科試験科目	受 検 種 目	※免除番号	生年月日・年令 年 月 日		国土交通大臣 指定試験機関代表者
		李	OBCOME II	免除を受けよう レイス評願者、日	受検種		生·満		쀓
		武験岩 月日又	 持		811		年 月		
升	華	武験若じくぼ検定に合格した年 月日又は免許を受けた年月日	日本	井	1	現住	*		
Ш	Я	定に各格 受けた年				所	蕃		Ħ
Ш	Ш	した年 『月日			1	ė.		ふりがな 氏 名	Э
		龠						な名	ш

日本産業規格A列5番

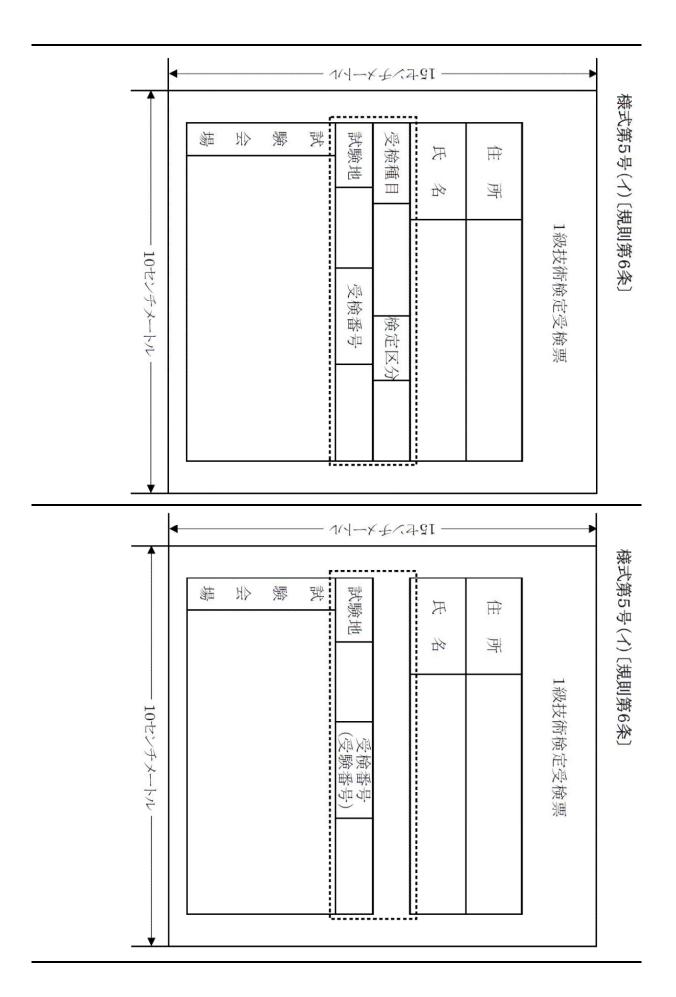
40%

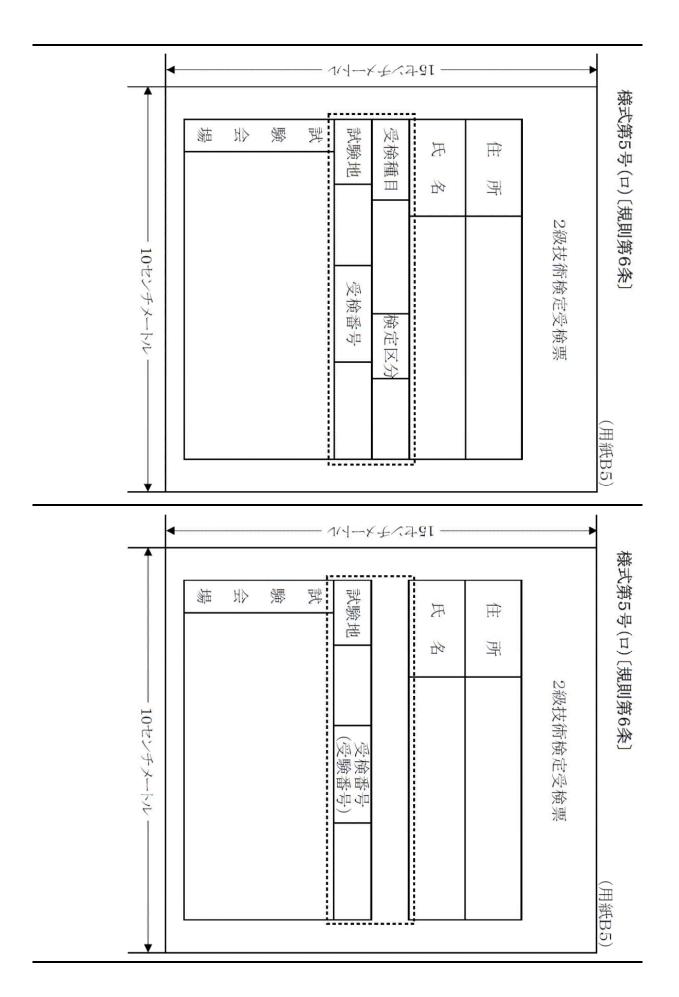
2級の技術検定の<u>試験の</u>下記の<u>試験科目</u>の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

2級技術檢定試験一部免除申請書

様式第4号(口)[規則第5条]

様式第4号(口)[規則第5条]





様式第5号の2(イ) [規則第8条の2] 1級の 第一次検定 合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を流付して申請します。 地方整備局長 殿 年 月 北海道開発局長 展 乗 (-) 現 住 所 郵便番号(-)
様式第5号の2(イ) (規則第8条の2)

様式第6号(イ)[規則第9条] 建設業法の規定に基づく ことを証し、1級 本氏籍名 1級技術検定(第一次検定)合格証明書 年 回 年 日生 月 技士補と称することを認める。 Ш に関する1級の第一次検定に合格した 国土交通大臣 日本産業規格B列5番 写真 中 毌 様式第6号(イ)[規則第9条] ことを証し、1級 建設業法の規定に基づく 氏 名 本籍 年 旦 1 級技術検定合格証明書 年 日生 旦 技士と称することを認める。 Ш に関する1級の技術検定に合格した 国土交通大臣 日本産業規格B列5番 綑 写真 프

様式第6号(口)[規則第9条] ことを証し、1級 建設業法の規定に基づく 1級技術検定(第二次検定)合格証明書 田 年 日生 田 技士と称することを認める。 Ш に関する1級の第二次検定に合格した 国土交通大臣 日本産業規格B列5番 曲 写真 alo 巴

様式第6号(口)[規則第9条] ことを証し、2級 建設業法の規定に基づく 本籍 円 年 旦 2級技術檢定合格証明書 件 日生 Ш 技士と称することを認める。 ш に関する2級の技術検定に合格した 国土交通大臣

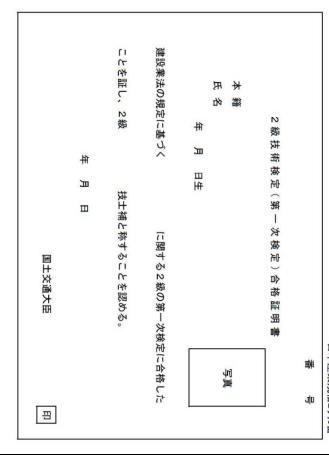
日本産業規格B列5番

曲

真

#

(兼)



様式第6号(二)[規則第9条] ことを証し、2級 建設業法の規定に基づく 本氏籍名 年 2級技術検定(第二次検定)合格証明書 旦 件 日生 川 技士と称することを認める。 Ш に関する2級の第二次検定に合格した 国土交通大臣 日本産業規格B列5番 幽 真 晋

製)

本籍の変更 (新本籍) (旧本籍) 氏名の変更 (新氏名)	本籍の変更 (新本籍) (旧本籍) 氏名の変更 (新氏名)
(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日(2) 技術検定の種目、<u>級</u>及び種別並びに技術検定合格証明書の番号(3) 申請の理由	(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日(2) 技術検定の種目、<u>級、区分</u>及び種別並びに技術検定合格証明書の番号(3) 申請の理由
庆名	氏 名
住所	住 所
年月日	年 月 日
地方整備局長 殿 北海道開発局長	地方整備局長 北海道開発局長 殿
技術検定合格証明書の書換えを受けたいので、関係書類を添付して申請します。	技術検定合格証明書の書換えを受けたいので、関係書類を添付して申請します。
技術検定合格証明書書換申請書 番 号	技術検定合格証明書書換申請書 番 号
様式第7号〔規則第11条〕 日本産業規格A列	様式第7号〔規則第11条〕 日本産業規格A列5番

年 月 日 住 所 住 所 (1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日 (2) 技術検定の種目、 <u>級、区分</u> 及び種別並びに	地方整備局長 殿 北海道開発局長 殿	技術検定合格証明書再交付申請書 番号 芸術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。	様式第8号〔規則第11条〕 日本産業規格A列5番 様式第
年 月 日 住 所 住 所 住 所 任 所 任 所	地方整備局長 北海道開発局長	技術検定合格証明書再交付申請書 番号 番号 技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。	樣式第8号〔規則第11条〕 日本産業規格A列5番

地 方 整備 局 組 織規 則 \mathcal{O} 部 改 正

第三条 地 方 整 備 局 組 織 規 則 (平成十三年国 土交通省令第二十一号)を次のように 改 \emptyset る。

定の傍線 を付 した部 分のように改 8 る。

次 の

表

によ

り、

改

正

前

欄

に

掲

げ

る規定

 \mathcal{O} 傍

線

を付

した部分をこれに対応する改正後

欄に掲げる規

第八十一条 デーシ五 一シ五 一シ五 会 で 発設 業 六 本 か ま の 大 の の の の の の の に の の の の の の の の の の の の の	第七十九条の二 一~五 (略) 六 建設業法(で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	第七条 五 一 く 四 十 く。) 大 の 四 く。) 大 の の り の り の り の り の り の り の り の り の り	第六条 企画部の 第六条 企画部は 二十五 建設業 施工管理の技	
「十六 (略) 「全二十六 (略) 「建設業法の規定による技術検定(建設機械施工管理に係るものを入る工(略) 「全工(略) 「全工)を 「計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 (計画・建設産業課の所掌事務))(略)	、「今四十八 (略) 、「今四十八 (略) 、 建設業法の規定による技術検定(建設機械施工管理に係るものを 、	(略) 術検定に関すること。 法(昭和二十四年法律第百号)の規定による建設機械略) 略) 事務)	改正後
七~二十六 (略)	七 (略)	六~四十八 (略)	二十六~三十二 (略)	改正前

(北海道開発局組織規則の一部改正)

第四 条 北 海 道 開 発 局 組 織 規 則 (平成十三年 国土交通省令第二十二号)を次 のように改 8 る。

定の傍線を付した部分のように改める。

次 の

表 によ り、 改 Ē 前 -欄に 掲げる規定 \mathcal{O} 傍 線を付 した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規

六〜十八 (略) 宗三十九条 建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 のと のと のと のと のと のと のと のと のと のと	七 (略) 六 建設業法の規定による建設機械施工管理の技術検定に関すること。 一〜五 (略) 第三十八条 機械課は、次に掲げる事務をつかさどる。 (機械課の所掌事務)	改 正 後
六~十八 (略) 六~十八 (略) 六~十八 (略) (建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 (建設産業課の所掌事務)	七 (略)	改正前

附則

(施行期日)

第 条 \mathcal{O} 省 令 は 建 設 業 法 及 び 公 共 工 事 \mathcal{O} 入 札 及 び 契 約 \mathcal{O} 適 正 化 \mathcal{O} 促 進 12 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 を 改

部施行日」という。)から施行する。

正

す

る

法

律

附

則

第

条

た

だ

L

書

に

規

定

す

る

規

定

 \mathcal{O}

施

行

 \mathcal{O}

日

令

和

 \equiv

年

兀

月

__

日

次

条

に

お

1

7

(経過措置)

改

正

後

 \mathcal{O}

施

工

技

術

検

定

規

則

以

下

新

施

工

技

術

検

定

規

則

と

1

う

第

兀

条

第

項

又

は

第

兀

条

 \mathcal{O}

第二 条 第 次 検 定 又 は 第 次 検 定 を 受 け ょ うと す る 者 は 部 施 行 日 前 に お 1 7 ŧ, 第 条 12 ょ る

第 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 例 に ょ り、 そ \mathcal{O} 申 請 を 行 うこ لح が で き る。 \mathcal{O} 場 合 に お 1 て、 玉 土 交 通 大 臣 技 術

施 検 定 工 技 受 検 術 検 申 定 請 規 書 則 \mathcal{O} 第 受 理 兀 に 条 第 関 す 項 る 若 事 L 務 < を 行 は 第 う 者 兀 条 が 指 \mathcal{O} 定 第 試 験 機 項 \mathcal{O} 関 規 で 定 あ る \mathcal{O} لح 例 き に は ょ り、 指 書 定 試 面 \mathcal{O} 験 提 機 関 出 を 求 は \Diamond る 新

ことができる。

2 ŧ 第 新 施 次 検 工 定 技 術 又 は 検 第 定 規 則 次 第 検 五 定 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 全 規 部 定 又 \mathcal{O} は 例 部 に ょ \mathcal{O} り 免 除 そ を 受 \mathcal{O} 申 け 請 ょ う を لح 行 うこ す る لح 者 が は で き る。 部 施 行 日 前 12 お 1 7

3 は 玉 土 前 交 通 大 項 \mathcal{O} 臣 規 定 受 に 検 ょ 票 る \mathcal{O} 申 交 付 請 が に あ 関 す 0 た る 場 事 合 務 に を 行 は う 者 部 が 指 施 行 定 日 試 前 験 12 機 関 お 11 で 7 あ る ŧ, と き 新 施 は、 工 技 指 定 術 検 試 定 験 機 規 関 則